



府食第276号
平成23年 3月31日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第7号をもって貴省から当委員会に意見を求められたセファロニウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

セファロニウムの一日内摂取許容量を0.0016 mg/kg 体重/日とする。